

予 算 要 求 資 料

令和8年度当初予算

支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 生活困窮者自立支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 生活支援係 電話番号：058-272-1111(内3452)

E-mail : c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 84,311 千円 (前年度予算額) 90,168 千円

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
前年度	90,168	67,625	0	0	0	0	0	0	22,543
要求額	84,311	63,232	0	0	0	0	0	0	21,079
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

失業等の経済的な問題や引きこもり等による社会からの孤立など様々な問題を複合的に抱えた結果、相談者自身が自分の問題を正確に把握できないケースも多く、一方で対象者別・支援制度別の縦割りによる支援では、相談者が必要な支援制度にたどり着けない現状がある。

そのため、相談者の抱える問題の全体を把握した上で、相談者のニーズに合わせた自立支援事業として、平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）において実施主体とされている福祉事務所設置自治体の県（郡部において福祉事務所を設置）が、同事業を実施する必要がある。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生活困窮者への対応を強化するため、自立相談支援機関に配置している相談員をR2年度より増員した。R8年度も引き続き相談体制を維持し、生活困窮者に寄り添った支援を行っていく。

(2) 事業内容

【自立相談支援事業】

- 町村部のある岐阜、西濃、揖斐及び可茂（飛騨含む）の4カ所に自立相談支援窓口を設置し、相談員を配置。
- ・生活困窮者からの相談を幅広く受け、①～③の業務を行う。
 - ①生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握
 - ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③プランに基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施
- ・プラン策定時や支援終結時等に、当該プラン内容の評価と共有を行うため、関係機関の担当者が集まる「支援調整会議」を開催する。支援調整会議で了承されたプランにおいて法定サービス等が含まれている場合には、県福祉事務所において「支援決定」を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

○福祉事務所未設置の町村区域における実施主体は県。 (法第4条②二)

○負担区分

【自立相談支援事業】国庫負担 3／4 (法第15条①三)

負担基準額は前年度以前の相談実績やプラン作成件数によって加算が変わる。

令和7年度：107,250千円 令和6年度：107,250千円

令和5年度： 94,500千円 令和4年度： 94,500千円

令和3年度： 94,500千円

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算 内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	156	自立相談支援事業分 (支援調整会議委員報償費)
旅費	34	自立相談支援事業分 (支援調整会議参加旅費)
需用費	419	自立相談支援事業分 (県執行：消耗品費、燃料費等)
役務費	180	自立相談支援事業分 (県執行：支援調整会議役務費)
委託料	83,522	生活困窮者自立相談支援等事業業務委託費
合計	84,311	

決定額の考え方

--

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

生活困窮者自立支援法（以下「法」という。）に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として包括的な支援体系を創設し、郡部で福祉事務所を設置する県が実施主体として複合的な問題を抱える生活困窮者に寄り添って自立を支援する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R6年度 実績	R7年度 目標	R8年度 目標	終期目標 (R)	達成率
①						

○指標を設定することができない場合の理由

複合的な問題を抱える生活困窮者本人に寄り添って自立を支援することが目標であり、単純に相談受付件数や支援終結件数を増やすことが目標になりえない。

(これまでの取組内容と成果)

令和 4 年 度	R 2年度の相談員の増員に加え、R 4年度当初と、6月に1名ずつ相談員を増員し支援体制の強化を図った。 令和4年度 (R4.4～R5.3) 新規相談件数 238件 プラン作成 308件 ※プラン作成は、前年度からの継続案件を含む。
	指標① 目標： 実績： 達成率： %
令和 5 年 度	R 4に引き続き、相談員3名を増員し支援体制の強化を図った。 令和5年度 (R5.4～R6.3) 新規相談件数 234件 プラン作成 311件 ※プラン作成は、前年度からの継続案件を含む。
	指標① 目標： 実績： 達成率： %
令和 6 年 度	R 5に引き続き、相談員3名を増員し支援体制の強化を図った。 令和6年度 (R6.4～R7.3) 新規相談件数 226件 プラン作成 314件 ※プラン作成は、前年度からの継続案件を含む。
	指標① 目標： 実績： 達成率： %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)

3：増加している 2：横ばい 1：減少している 0：ほとんどない

(評価) 3	依然として新型コロナウイルス感染症の影響が残る中、物価高騰や雇用環境の不安定化により、生活困窮者の増加傾向が続いている。特に郡部においては、福祉事務所を設置している県が法に基づき実施主体となる必要があり、地域格差の是正と支援の継続が求められている。
・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)	
3：期待以上の成果あり 2：期待どおりの成果あり 1：期待どおりの成果が得られていない 0：ほとんど成果が得られていない	
(評価) 2	令和6年度においては、新規相談件数226件、延べ314件の自立支援計画を作成し、多くの生活困窮者に対して支援を届けた。これにより、支援対象者のうち19名が無職の状態から就労に至り、生活の安定化に向けた具体的な成果が得られた。
・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)	
2：上がっている 1：横ばい 0：下がっている	
(評価) 1	自立相談支援事業の委託にあたっては、県内の関係機関とのネットワークを持ち、地域資源を最大限に活用しながら、効率的かつ効果的な事業運営が可能となるよう配慮している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

本事業の実施主体は県である一方、事業の利用者は町村に居住する住民が中心であるため、当該住民と日常的に接する町村役場等の関係機関との連携体制の強化が今後の重要な課題である。また、全ての生活困窮者が希望すれば窓口につながることができるよう、窓口の拡大や一層の周知・広報について検討を続けることが必要。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

町村役場等の関係機関との連携を一層強化し、福祉・就労・住居など複合的な課題を抱える相談者に対して、包括的かつ継続的な支援を展開する体制を構築する。これにより、生活困窮者の自立促進と地域福祉の向上を図る。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	